

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成28年6月1日

6

No. 123

今月の Q&A

父は多額の借金を抱えているため相続開始前に相続放棄を行いたいと考えていますが、可能でしょうか。

夫婦で住宅ローンを借りて住宅を購入する予定です。名義はどのようにすればいいですか。



今月のお知らせ



平成28年6月吉日
京都税理士法人

代表社員 江後良平
担当税理士 江後慎太郎

「ティーダの会」終了のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社主催の「ティーダの会」ですが、平成21年より8年間にわたり開催して参りましたが、この度諸般の事情により終了する運びとなりました。

参加を予定されていた皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の長年にわたるご愛顧に心から感謝申し上げますと共に、今後も変わらぬお引き立てのほどよろしく願い申し上げます。

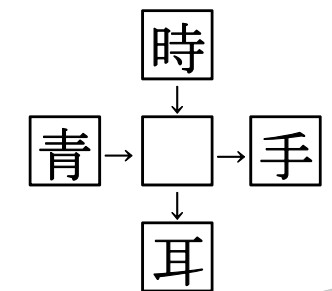
敬具

今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- ①時→□ ②青→□
③□→手 ④□→耳 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.122 平成28年5月号) の解答は【調】でした。



■■■■■ お問い合わせ ■■■■■

Q 父は多額の借金を抱えているため相続開始前に相続放棄を行いたいと考えていますが、可能でしょうか。

A 不可能です。遺留分の放棄については生前に放棄することは認められています。



相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続の単純承認、限定承認、相続放棄のいずれかを選択しなければなりません。

限定承認又は相続放棄を選択する場合には、家庭裁判所で手続きをする必要があります。

この家庭裁判所での相続放棄の手続きは、相続開始があった後に行うことになりますので、被相続人の生前に相続放棄をすることはできません。

多額の借金を抱えており明らかに債務超過の状態にあったとしても、相続後に相続人が相続放棄をすることになります。

相続人が生前に相続放棄の一筆をいただいても、法的な効力はありません。

そのような場合であっても、相続開始後に家庭裁判所での手続きをしなければ相続放棄をしたと認められないこととなります。

遺留分の放棄については家庭裁判所の許可を得ることによって、相続開始前に行うことは可能となります。

この遺留分の放棄について、当事者間の自由に委ねると、被相続人等が遺留分を持つ相続人に圧力を加えて遺留分を放棄させ、不当な結果になる恐れがあるため、家庭裁判所では遺留分放棄の申し立てについて、放棄の理由の合理性、必要性、放棄と引き換えに何らかの代償があるかなどについて審査することになります。

例えば、妻はすでに亡くなり、家業を継いだ長男に全財産を相続させたい場合、他の子供たちにはある程度の財産を事前に与える場合が考えられます。

遺留分の放棄をしてもらうためには、話し合いと相当の代償が必要となります。



税理士 江後慎太郎

Q 夫婦で住宅ローンを借りて住宅を購入する予定です。名義はどのようにすればいいですか。

A 借入金の負担割合と持分割合が異なると、贈与になるおそれがあります。



日銀のマイナス金利政策がスタートし、各金融機関で住宅ローン金利の引き下げが行われています。これを受け、住宅の購入を検討されている方も多いのではないのでしょうか。

共有名義で住宅を購入する場合、購入資金の負担割合と所有権登記における持分割合が異なると、贈与があったとみなされ、贈与税の対象になることがあります。

【例】総額3,000万円の住宅を購入

- ① 住宅ローンの負担・・・夫3,000万円
所有権の持分割合・・・夫1,500万円、妻1,500万円

⇒夫から妻へ1,500万円の贈与

- ② 住宅ローンの負担・・・夫1,500万円、妻1,500万円
所有権の持分割合・・・夫3,000万円

⇒妻から夫へ1,500万円の贈与

また、住宅ローンの負担割合と持分割合が同じであっても、以下の場合、贈与税の対象になることがあります。

【例】総額3,000万円の住宅を購入

- ① 住宅ローンの負担割合、所有権の持分割合…すべて夫
住宅ローンの返済・・・夫婦連帯債務

⇒妻から夫へ贈与

- ② 住宅ローンの負担割合、所有権の持分割合…夫婦1/2ずつ
住宅ローンの返済・・・夫

⇒夫から妻へ贈与

住宅購入の際は負担割合、持分割合、返済の仕方にご注意ください。



財産管理部 竹内 陽子